見守り新鮮情報 第171号

両親が老人ホームに入居することになり、**新聞を解約**しようと販売店に連絡した。すると、「解約するのなら、**購読期間が残り6年半**あるので、契約時に**渡した景品代を返してほしい**」と言われた。長年同じ新聞を購読してきて、３年前に**５年間の契約**をして、景品としてテレビをもらい、さらに、1年半前に**その後４年間の契約**をして、約5万円分のビールをもらったらしい。やむを得ない事情による解約なのに、**解約に10万円近く**のお金がかかるのは**納得できない。**高齢の両親が高額な景品代を返すのは困難だ。どうしたらよいか。
（契約者：80歳代　男性）

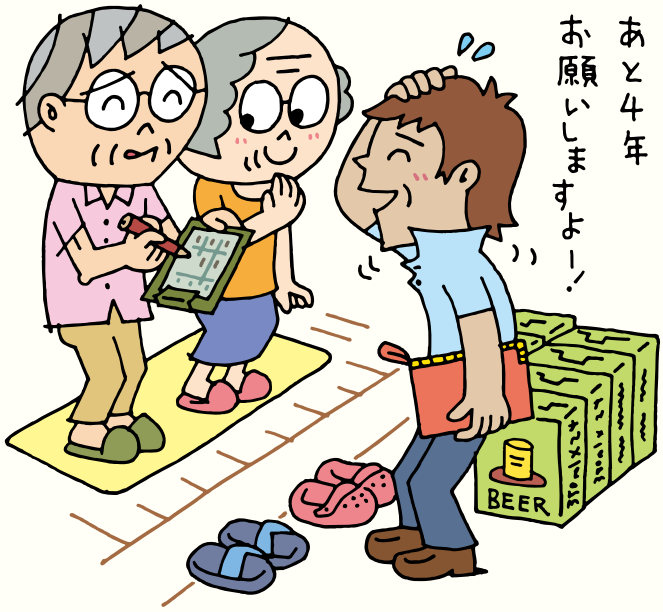

新聞の訪問販売トラブル…長期契約に気をつけて！

ひとこと助言

- 新聞の訪問販売に関する相談が後を絶ちません。中でも、高齢の消費者に対する長期契約の相談が目立っています。
- 長期の契約では、介護、入院などの理由で購読を続けられなくなる可能性がありますが、解約を申し出たとき、事例のように景品の代金や違約金を請求されるケースがあります。先の見通せる範囲で契約するようにしましょう。
- 契約期間の定めがある契約は、消費者の都合で一方的に解約できないのが原則です。契約をする前に購読できるか慎重に考え、必要なければきっぱりと断ることが大切です。
- 高額な景品はトラブルの元になりやすいため、受け取らないようにしましょう。
- クーリング・オフ等ができる場合もあります。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

発行：独立行政法人国民生活センター　本文イラスト：黒崎 玄　2013年8月23日